

「理科教育学研究」編集委員会規程

平成 25 年 3 月 25 日制定

(設置)

第 1 条 会則第 4 章第 30 条に基づき、本会に理科教育学研究編集委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第 2 条 本委員会は、第 1 章第 3 条 2 に定める理科教育学研究の編集・刊行の業務を行うことを目的とする。

(組織)

第 3 条 本委員会は、委員長 1 名、委員 6 名程度、編集事務若干名を以て組織する。

2 編集・刊行の業務を円滑にするために、編集委員会に事務局及び事務支局をおくことができる。

(委員長、委員、編集事務)

第 4 条 委員長は会長が指名する者とし、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 委員は正会員の中から、理事会の推薦と委員長の推薦により、理事会の議を経て会長が委嘱する。

3 編集事務は正会員の中から、委員長の推薦により、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員長、委員、編集事務の任期は 2 会計年度とし、再任を妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3 本委員会開催の都度、委員または編集事務は議事録を作成し、これを事務局にて保存する。

4 本委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

5 本委員会の会議は、対面及び電子メールにより行う。

(業務)

第 7 条 本委員会は、理科教育学研究の編集・刊行に係わり次の業務を行う。

(1) 理科教育学研究の企画、編集、発行の基本方針に関すること。

(2) 投稿規程等の制定、改廃に関すること。

(3) 原著論文等の投稿受付に関すること。

(4) 査読者の選定に関すること。

(5) 原著論文等の掲載の決定に関すること。

(6) 特集号に関する編集を担当する特集号編集委員会の設置に関すること。

(7) その他，編集・刊行に関すること。

(計画・予算)

第8条 委員長は，年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について，理事会に諮り，総会で承認を得なければならない。

(報告)

第9条 委員長は，任期終了時においては，任期中の活動報告を理事会に提出し，次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は，理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は，平成25年3月25日より施行する。